

2026年3月3日

各位

会社名 株式会社メタプラネット  
代表者名 代表取締役社長 サイモン・グロヴィッチ  
(スタンダード市場 コード: 3350)  
問合せ先 IR部長 中川 美貴  
電話番号 03-6772-3696

## 指名委員会等設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、2026年3月25日開催予定の第27期定時株主総会における承認可決を前提に、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行することを決定し、併せて、「定款一部変更の件」を同株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 指名委員会等設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

当社は、経営における監督と執行の役割を一層明確化し、双方の機能を強化するとともに、組織的監査体制を構築することを目的として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行します。法定の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を持つ透明性の高い機関設計とすることで、さらなるコーポレートガバナンスの強化と持続的な企業価値の向上を目指します。

##### (2) 移行の時期

2026年3月25日開催予定の第27期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、指名委員会等設置会社に移行する予定です。

##### (3) その他

移行に伴う役員人事等の詳細につきましては、本日付の「定時株主総会付議議案の決定及び指名委員会等設置会社への移行後の役員に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

当社の機関設計を監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に変更すべく、各委員会及び執行役に係る規定の新設、監査役及び監査役会に係る規定の削除、並びにそれらの変更に伴う字句の変更等、所要の変更を行うものです。

また、指名委員会等設置会社への移行に伴い監督機能が高まることを踏まえ、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会が機動的な剰余金の配当等を決定することができるよう、剰余金の配当等の決定の機関に係る規定の新設（変更案第39条）等、所要の変更を行うものであります。

以上のほか、現行定款の各規定の条数の整備及びその他の所要の変更を行っております。

なお、第35条（執行役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、本議案に係る定款変更の効力は、2026年3月25日開催予定の第27期定時株主総会の終結の時をもって生じるものといたします。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年3月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2026年3月25日(予定)

以上

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略) (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。  1. 取締役会 2. <u>監査役</u>  3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、 <u>指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u>  1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> 3. <u>執行役</u> 4. 会計監査人
第5条 (略)	第5条 (略) (現行どおり)
<b>第2章 株式</b>	<b>第2章 株式</b>
第6条 (略)	第6条 (略) (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第10条 (略)	第7条～第9条 (略) (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第11条 (略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。  3 (略)	(株主名簿管理人) 第10条 (略) (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定(以下「取締役会決議等」という。)によって定める。  3 (略) (現行どおり)
(株式取扱規則) 第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。
(決議の方法) 第13条 <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</u>  2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>	(削除)

<p>3 <u>会社法第 206 条の 2 第 4 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><b>第 2 章の 2 A 種種類株式</b></p>	<p><b>第 2 章の 2 A 種種類株式</b></p>
<p>(A 種種類配当金)  第 13 条の 2 当社は、第 48 条第 2 項に基づき各月末日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（以下、A 種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「A 種種類株主等」という。）に対し、第 13 条の 14 に定める支払順序に従い、A 種種類株式 1 株につき、当該剰余金の配当の基準日に係る月次配当期間（以下に定義する。）に関して以下に定める算定方法に従って算出される額の金銭の配当（かかる月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を、以下「月次 A 種種類配当金」といい、各月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を総称して、以下「A 種種類配当金」という。）を行う。  ① 本項において「月次配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日が属する月の初日から同月末日までの期間をいう。ただし、当該 A 種種類株式の発行日が属する月次配当期間については、当該発行日から同月末日までの期間をいう。  ② 月次 A 種種類配当金の額  各月次配当期間に係る月次 A 種種類配当金の額（以下「月次 A 種種類配当金額」という。）は、1,000 円に当該月次配当期間に係る A 種変動配当率（以下に定義する。）を乗じて算出した額（円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を切り捨てる。）とする。なお、月次 A 種種類配当金額は、各月次配当期間の実日数につき、1 か月を 30 日とし、1</p>	<p>(A 種種類配当金)  第 12 条 当社は、第 41 条に基づき各月末日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（以下、A 種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「A 種種類株主等」という。）に対し、第 12 条の 13 に定める支払順序に従い、A 種種類株式 1 株につき、当該剰余金の配当の基準日に係る月次配当期間（以下に定義する。）に関して以下に定める算定方法に従って算出される額の金銭の配当（かかる月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を、以下「月次 A 種種類配当金」といい、各月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を総称して、以下「A 種種類配当金」という。）を行う。  ① 本項において「月次配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日が属する月の初日から同月末日までの期間をいう。ただし、当該 A 種種類株式の発行日が属する月次配当期間については、当該発行日から同月末日までの期間をいう。  ② 月次 A 種種類配当金の額  各月次配当期間に係る月次 A 種種類配当金の額（以下「月次 A 種種類配当金額」という。）は、1,000 円に当該月次配当期間に係る A 種変動配当率（以下に定義する。）を乗じて算出した額（円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を切り捨てる。）とする。なお、月次 A 種種類配当金額は、各月次配当期間の実日数につき、1 か月を 30 日とし、1 年を 360 日として日割計算により算出するものとする。  ただし、当該算定方法に従って算出される月次 A 種種類配当金額が A 種</p>

年を 360 日として日割計算により算出するものとする。  
ただし、当該算定方法に従って算出される月次 A 種種類配当金額が A 種配当金額下限 (1,000 円に年 1 パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1 か月を 30 日とし、1 年を 360 日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。) 未満となるときは、A 種配当金額下限を月次 A 種種類配当金額とする。また、当該算式に従って算出される月次 A 種種類配当金額が A 種配当金額上限 (1,000 円に年 8 パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1 か月を 30 日とし、1 年を 360 日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。) を超えるときは、A 種配当金額上限を A 種種類配当金額とする。

③ A 種変動配当率

本項において「A 種変動配当率」とは、当該 A 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法に従って定められる配当率をいい、各月次配当期間の開始日の前営業日 (以下「A 種変動配当率決定日」という。) において、株価参照期間 (以下に定義する。) における A 種種類株式の株価終値 (以下に定義する。) の平均値 (終値のない日数を除く。) に応じて、基準金利 (以下に定義する。) を参照して定められるものとする。本項において「株価参照期間」とは、各 A 種変動配当率決定日に先立つ一定の期間として当該 A 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる期間をいい、「株価終値」とは、株式会社東京証券取引所における A 種種類株式の普通取引の終値をいい、「基準金利」とは、1 か月 TONA (日本銀行が毎営業日に公表する無担保コール翌日物金利を基に 1 か月間の日次金利を累積複利計算した上で年率換

配当金額下限 (1,000 円に年 1 パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1 か月を 30 日とし、1 年を 360 日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。) 未満となるときは、A 種配当金額下限を月次 A 種種類配当金額とする。また、当該算式に従って算出される月次 A 種種類配当金額が A 種配当金額上限 (1,000 円に年 8 パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1 か月を 30 日とし、1 年を 360 日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。) を超えるときは、A 種配当金額上限を月次 A 種種類配当金額とする。

③ A 種変動配当率

本項において「A 種変動配当率」とは、当該 A 種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる算定方法に従って定められる配当率をいい、各月次配当期間の開始日の前営業日 (以下「A 種変動配当率決定日」という。) において、株価参照期間 (以下に定義する。) における A 種種類株式の株価終値 (以下に定義する。) の平均値 (終値のない日数を除く。) に応じて、基準金利 (以下に定義する。) を参照して定められるものとする。

本項において「株価参照期間」とは、各 A 種変動配当率決定日に先立つ一定の期間として当該 A 種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる期間をいい、「株価終値」とは、株式会社東京証券取引所における A 種種類株式の普通取引の終値をいい、「基準金利」とは、1 か月 TONA (日本銀行が毎営業日に公表する無担保コール翌日物金利を基に 1 か月間の日次金利を累積複利計算した上で年率換算した金利指標) 又はその後継である金利指標をいう。

<p>算した金利指標)又はその後継である金利指標をいう。</p> <p>2 各月末日を剰余金の配当の基準日としてA種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当が、当該配当の基準日に係る月次配当期間に関する月次A種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、A種変動配当率の算定方法を基準として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌月次配当期間以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払A種種類配当金」という。)については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき累積未払A種種類配当金の額に達するまで、A種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 各月末日を剰余金の配当の基準日としてA種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当が、当該配当の基準日に係る月次配当期間に関する月次A種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、A種変動配当率の算定方法を基準として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる算定方法による単利計算により翌月次配当期間以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払A種種類配当金」という。)については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき累積未払A種種類配当金の額に達するまで、A種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>3 (略) (現行どおり)</p>
<p>(A種種類株式に係る残余財産の分配)</p> <p>第13条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第13条の14に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(A種種類株式に係る残余財産の分配)</p> <p>第12条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第12条の13に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</p> <p>2 (略) (現行どおり)</p>
<p>第13条の4 (略)</p>	<p>第12条の3 (略) (現行どおり)</p>
<p>(A種種類株式に係る取得条項)</p> <p>第13条の5 当社は、A種種類株式について、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該A種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該A種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株主に対し、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。A種種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める</p>	<p>(A種種類株式に係る取得条項)</p> <p>第12条の4 当社は、A種種類株式について、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる事由が生じた場合に、取締役会決議等により別に定める日が到来したときは、当該A種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該A種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株主に対し、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。A種種類株式の一部を取得するときは、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行</p>

合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式を決定する。	役が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式を決定する。
第13条の6 (略)	第12条の5 (略) (現行どおり)
<b>第2章の3 B種種類株式</b>	<b>第2章の3 B種種類株式</b>
<p>(B種種類配当金)</p> <p>第13条の7 当社は、第49条第2項に基づき3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(以下、B種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「B種種類株主等」という。)に対し、第13条の14に定める支払順序に従い、剰余金の配当の基準日に係る四半期配当期間(以下に定義する。)に関して、B種種類株式1株につき、1,000円に当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる配当率(6パーセントを上限とし、以下「B種種類配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」という。)を行う。B種種類配当金の額に各B種種類株主等に係るB種種類株式の株式数を乗じた金額に1円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り上げる。本項において「四半期配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日に応じて、以下に定める期間をいう。ただし、当該B種種類株式の発行日が属する四半期配当期間については、当該発行日から当該四半期配当期間の末日までの期間をいう。</p> <p>①毎年3月31日を基準日とする配当： 同年1月1日から同年3月31日まで</p> <p>②毎年6月30日を基準日とする配当： 同年4月1日から同年6月30日まで</p> <p>③毎年9月30日を基準日とする配当： 同年7月1日から同年9月30日まで</p> <p>④毎年12月31日を基準日とする配当：</p>	<p>(B種種類配当金)</p> <p>第12条の6 当社は、第42条に基づき3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(以下、B種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「B種種類株主等」という。)に対し、第12条の13に定める支払順序に従い、剰余金の配当の基準日に係る四半期配当期間(以下に定義する。)に関して、B種種類株式1株につき、1,000円に当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる配当率(6パーセントを上限とし、以下「B種種類配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」という。)を行う。B種種類配当金の額に各B種種類株主等に係るB種種類株式の株式数を乗じた金額に1円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り上げる。本項において「四半期配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日に応じて、以下に定める期間をいう。ただし、当該B種種類株式の発行日が属する四半期配当期間については、当該発行日から当該四半期配当期間の末日までの期間をいう。</p> <p>①毎年3月31日を基準日とする配当： 同年1月1日から同年3月31日まで</p> <p>②毎年6月30日を基準日とする配当： 同年4月1日から同年6月30日まで</p> <p>③毎年9月30日を基準日とする配当： 同年7月1日から同年9月30日まで</p> <p>④毎年12月31日を基準日とする配当： 同年10月1日から同年12月31日まで</p>

同年10月1日から同年12月31日まで 2・3 (略)	2・3 (略) (現行どおり)
(B種種類株式に係る残余財産の分配) 第13条の8 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第13条の14に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。 2 (略)	(B種種類株式に係る残余財産の分配) 第12条の7 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第12条の13に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。 2 (略) (現行どおり)
第13条の9～第13条の13 (略)	第12条の8～第12条の12 (略) (現行どおり)
第2章の4 優先順位	第2章の4 優先順位
第13条の14 (略)	第12条の13 (略) (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条～第14条の2 (略)	第13条～第14条 (略) (現行どおり)
第15条 (略)	第15条 (略) (現行どおり)
(招集権者及び議長) 第16条 株主総会は、 <u>代表取締役社長が招集し、議長となる。</u>  2 <u>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u>	(株主総会の招集権者及び議長) 第16条 株主総会は、 <u>あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u>  2 <u>株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役又は執行役がこれにあたる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役又は執行役がこれにあたる。</u>
(決議の方法) 第17条 (略)	(株主総会の決議方法) 第17条 (略) (現行どおり)
第18条 (略)	第18条 (略) (現行どおり)
(議事録) 第19条 (略)	(株主総会の議事録) 第19条 (略) (現行どおり)
第20条 (略)	第20条 (略) (現行どおり)
(種類株主総会) 第20条の2 (略) 2 (略) 3 第3章の規定(第14条、第15条、第17条及び本条を除く。)は、種類株主総会について準用する。 4・5 (略) 6 当社が以下に掲げる行為をする場合において、特定の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の	(種類株主総会) 第20条の2 (略) (現行どおり) 2 (略) (現行どおり) 3 第3章の規定(第13条、第15条、第17条及び本条を除く。)は、種類株主総会について準用する。 4・5 (略) (現行どおり) 6 <u>前項の規定にかかわらず、</u> 当社が以下に掲げる行為をする場合において、特定の種類株主に損害を及ぼすおそれがあ

<p>株主総会決議又は取締役会決議に加え、当該種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りではない。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）</p> <p>② 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認</p>	<p>るときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議等に加え、当該種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りではない。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）</p> <p>② 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認</p>
<p><b>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</b></p>	<p><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p>
<p>第21条～第23条（略）</p>	<p>第21条～第23条（略）（現行どおり）</p>
<p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>（取締役会の招集手続）</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>（取締役会の招集手続）</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役</u>の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条（略）</p>	<p>第26条（略）（現行どおり）</p>
<p>（<u>代表取締役及び役付取締役</u>）</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって<u>代表取締役</u>を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（<u>業務執行</u>）</p> <p>第28条 <u>代表取締役社長は、当社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役又は常務取締役は、代表取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは<u>あらかじめ取締役会の定める順序に従</u></p>	<p>（削除）</p>

<u>い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。</u>	
(取締役会の議事録) 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 2 (略)	(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。  2 (略) (現行どおり)
(取締役会規則) 第 30 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	(取締役会規則) 第 28 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
(報酬等) 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(取締役の責任免除) 第 32 条 (略) 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第 29 条 (略) (現行どおり) 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。
(新設)	<b>第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</b>
(新設)	(委員の選定) 第 30 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。
(新設)	(委員会に関する規則) 第 31 条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める各委員会規則による。
(新設)	<b>第 6 章 執行役</b>
(新設)	(執行役の選任方法) 第 32 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。
(新設)	(執行役の任期) 第 33 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
(新設)	(代表執行役及び役付執行役)

	<p>第 34 条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、役付執行役を選定することができる。</p>
(新設)	<p>(執行役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、執行役（執行役であった者も含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>
<b>第 5 章 監査役及び監査役会</b>	(削除)
(監査役の員数)	(削除)
第 33 条 当社の監査役は、3 名以上とする。	
(監査役の選任方法)	(削除)
第 34 条 監査役は、株主総会において選任する。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(監査役の任期)	(削除)
第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤監査役)	(削除)
第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
(監査役会の招集)	(削除)
第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。	
2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
(監査役会の決議方法)	(削除)
第 38 条 監査役会の決議方法は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	
(監査役会の議事録)	(削除)
第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録	

<u>に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	
(監査役会規則) 第40条 監査役会に関する事項については、 <u>法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削除)
(報酬等) 第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける <u>財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役の実任免除) 第42条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(削除)
<b>第6章 会計監査人</b>	<b>第7章 会計監査人</b>
(選任方法) 第43条 (略)	(会計監査人の選任方法) 第36条 (略) (現行どおり)
(任期) 第44条 (略)	(会計監査人の任期) 第37条 (略) (現行どおり)
<b>第7章 計算</b>	<b>第8章 計算</b>
(事業年度及び決算期) 第45条 (略)	(事業年度及び決算期) 第38条 (略) (現行どおり)
(新設)	(剰余金配当等の決定機関) 第39条 当会社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金配当の基準日) 第46条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 (略)	(剰余金配当の基準日) 第40条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年12月31日とし、中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 2 (略) (現行どおり)
(中間配当) 第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。	(削除)

<p>(A種種類株主等に対する剰余金の配当の決定機関及び基準日)</p> <p>第48条 当社は、A種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、法令に別段の定めのない限り、取締役会の決議によって会社法第459条第1項第4号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 当社は、A種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、各月末日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主等に対して配当を行うことができる。</p>	<p>(A種種類株主等に対する剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社は、A種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、各月末日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主等に対して配当を行うことができる。</p>
<p>(B種種類株主等に対する剰余金の配当の決定機関及び基準日)</p> <p>第49条 当社は、B種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、法令に別段の定めのない限り、取締役会の決議によって会社法第459条第1項第4号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 当社は、B種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対して配当を行うことができる。</p>	<p>(B種種類株主等に対する剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社は、B種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対して配当を行うことができる。</p>
<p>第50条 (略)</p>	<p>第43条 (略) (現行どおり)</p>
<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第20条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第20条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	<p>(附則)</p> <p>第27期定時株主総会終結前の監査役の実任については、当該株主総会の決議による変更前の定款第42条第1項の規定はなお効力を有する。</p>